

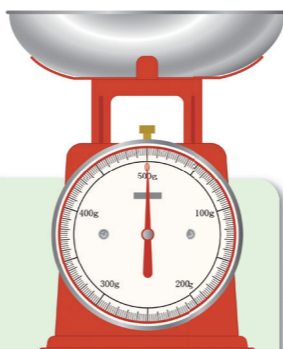
事業者の
皆さまへ

～業務用の「はかり」は定期検査を受検しなければいけません～

消費生活センターでは、「はかりの検査業務」を行っています。「取引・証明」に使用するはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けるように義務付けられています。

【取引・証明に使用するはかりの具体例】

- 商品の値段を”重さ”で取引するための「はかり」
(例) 100g〇〇円で商品を売る、買い取る
- 小包郵便物、貨物運送事業者等の宅配便物の料金算出に使用する「はかり」
- 病院、薬局で調剤に使用する「はかり」
- 学校、病院、福祉施設等で健康診断に使用する「はかり(体重計)」



検査済みのはかりには「合格シール」を貼付しています。みなさんもお店や病院に行かれた際には探してみてくださいはいかがでしょうか？

消費生活ニュース

No.184

令和4年3月発行

18歳は大人

～成年年齢の引き下げ～ 2022年4月1日から



成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。これにより、18歳に達した者は、一人で有効な契約をすることができます。また、父母の親権に服さなくなることもとなります。

どうして引き下げられたの？

公職選挙法の選挙権や憲法改正国民投票の投票権などを18歳以上に引き下げ、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても議論が重ねられ、成年年齢が18歳に引き下げられました。世界的にも、成年年齢は18歳が主流です。

18歳でできること！できないこと

18歳になったらできること

- 親の同意がなくても契約できる
家を借りる
スマートホンの契約をする
ローンを組んで自動車を購入する
クレジットカードをつくる
- 結婚
女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
- 10年有効のパスポートを取得できる
など

20歳にならないとできないこと

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、競艇、オートレースなどの投票券を買う
- 大型・中型自動車運転免許の取得
など



成年年齢の引き下げは18歳、19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加および大人になった自覚を促すことになると期待されます。

「消費生活教室」を受講してみませんか？

消費生活に関することなどをテーマに、専門の講師を招いて講座を行っています。たくさんのご応募をお待ちしております。

日時：5月～9月までの毎月1回 13:30～14:30
※令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より時間を短縮して開催予定です。

場所：佐世保市常盤町5番5号 まちなかコミュニティセンター(予定)

内容：未定

※日時、場所、講座内容は、4月下旬に発送予定の受講希望者への案内状にてお知らせいたします。

受講料：無料

申込：受講を希望される方は、郵便ハガキに「教室受講希望」と明記し、「住所、氏名、電話番号」を記入して、消費生活センターまで郵送してください。電話による申し込みも受け付けております。

宛先：〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 佐世保市消費生活センター

問合せ：消費生活センター(電話：0956-22-2591)

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密の回避に努めて開催いたします。また、ご来場の際は、マスクの着用、手指の消毒等にご協力ください。
- ※新型コロナウイルス感染症に係る状況により、開催を中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1番10号(市役所12階)

☎0956-22-2591

■相談受付時間…8:30～17:15

■閉所日…土・日・祝日、年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしていません。



事例で考えてみましょう

● 契約をする

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ①商品を受け取ったとき
- ②代金を支払ったとき
- ③店の人が「はい、わかりました」と了承したとき



A1 ③店の人が「はい、わかりました」と了承したとき
消費者と事業者の双方の意思の合致があれば契約は成立します。
つまり口約束でも契約は成立します。
⇒法律上の責任が発生することになります。

● 契約を守る

Q2 一人暮らしを始めようとアパートを借りたので、ガスレンジを購入した。引っ越してみると、アパートにガスレンジは設置されていた。不要になったので購入したガスレンジは解約できる？

- ①解約できない
- ②レシートがあり、8日以内であれば解約できる
- ③商品を開封していなければ解約できる



A2 ①解約できない
契約は「法的な責任が生じる約束」なので守らなければなりません。
一方的な契約解除はできません。

● 契約をやめる

Q3 17歳の高校生が親に内緒で、5万円のサプリメントを購入した。契約を取り消せる？

- ①取り消すことはできない
- ②未成年者取り消しができる
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取り消しができる



A3 ②未成年者取り消しができる
・未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。
・未成年者取消しは、未成年者である契約者自身からでも、法定代理人からでもできます。
・未成年者取消しによって、未成年者は受け取った商品があれば返品し、支払った代金があれば返金されます。 ※未成年者取消しができない場合があります。（「成年者である」と偽って契約した場合など。）

重要 いままで20歳未満は未成年者契約取消しができました。しかし2022年4月1日からは、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、18歳に達していると、未成年者として保護されなくなり、未成年者取消しはできません。

成年に達したばかりの若者が狙われる

未成年者を消費者被害から保護する役割を持つ未成年者取消権は、成年に達すると同時に権利を行使できません。そのために法的保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと不安視されます。



こんなトラブルがありました！

1 信じて大丈夫？ その儲け話（情報商材・マルチ商法・暗号資産）

- 事例1 SNSで知り合った友人に「儲かる話がある」と勉強会に誘われて会場に行き、投資用ソフトの勧誘を受けた。お金がないと断ったが、すぐに儲かるから消費者金融で借りるように言われ、50万円借金をして契約した。
- 事例2 先輩から、AI（人工知能）を使った暗号資産投資を紹介された。購入すれば放っていても儲かると誘われて90万円投資をした。口座を海外に開設したが、出金できない。



センターから一言
・簡単に儲かることはあり得ません
・人間関係を壊すこともあります
・高額なクレジットカード決済や借金してまで契約しないことです

2 定期購入

事例 動画投稿サイトの広告を見て、お試し500円のサプリメントを注文した。2回目の商品が届き、4か月分一括配送で、6万円の請求書が同封されていた。どうも定期購入になっていたようだ。



センターから一言
・契約する前に契約内容をしっかり確認しましょう
・解約条件をしっかり確認しておきましょう
・注文の確定メールや届いた書類は保存しておきましょう

3 キャンペーン中はお得？

事例 友人の紹介で、エステの無料体験を受けた。施術後に担当者から、「キャンペーン中」との説明を受け脱毛36回分30万円を契約した。その後も施術に行くと、さらに痩身エステを勧められ、断りきれずに20万円の契約をした。すべてクレジット払いだが、支払えない。



センターから一言
・契約する前に契約期間、料金、中途解約について確認しましょう
・安易に高額な契約はしないようにしましょう
・クーリングオフや中途解約を検討しましょう

消費者被害が拡大しないために

政府としては、学校教育を通じて、消費者の権利と責任、契約の重要性、消費者保護の仕組みなどの消費者教育を充実し、環境整備の施策に取り組んでいます。当センターも消費者庁の施策を踏まえ、環境整備に取り組んでいけるよう考えています。

消費生活センター（電話：0956-22-2591）